



2026年6月17日

株主各位

会社名	飯野海運株式会社
代表者	代表取締役社長 大谷 祐介
コード番号	9119 (東証プライム)
問合せ先	SR広報部長 羽山 晶子 (TEL 03-6273-3069)

### 「第135期 定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2026年5月26日付で開始した電子提供措置及び同年6月2日付で株主の皆様へ発送しました当社の「第135期 定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。

#### 記

##### 1. 訂正箇所

「第135期 定時株主総会招集ご通知」19頁

株主総会参考書類 第2号議案「取締役8名選任の件」の注記

##### 2. 訂正内容（下線部が訂正箇所）

（訂正前）

（注1）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。

（注3）三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

（注4）当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保

険契約を更新する予定であります。

- (注5) 当社は各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれなくするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。なお、大谷祐介、保木裕二、藤村誠一、鮎子田修、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 三好真理氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、野々村智範及び高橋静代の両氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。姫野毅氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (注7) 当社は、野々村智範及び姫野毅の両氏の再任が承認された場合、両氏との間で締結されている買収への対応方針に基づく特別委員会の委員の委任契約を継続する予定です。

(訂正後)

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。

(注3) 高橋静代氏が社外取締役を務めております(株)ベビーカレンダーでは、同氏在任期間中に元CFOの広告収益入金に係る資金着服行為があったとして、同社が設置した特別調査委員会による調査が行われておりましたが、同氏は当該不正が発覚するまで当該不正を認識しておりませんでした。同氏は在任期間中の同社取締役会等において、ガバナンスやリスク管理、法令順守等の視点にたった意見・提言等を行い、法令違反等の予防を図ってまいりました。また、調査後も再発防止策の策定及び改善状況の確認を継続するなど、その職責を適切に遂行しておりました。

(注4) 三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

(注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、

各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

- (注6) 当社は各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。なお、大谷祐介、保木裕二、藤村誠一、鮎子田修、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注7) 三好真理氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、野々村智範及び高橋静代の両氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。姫野毅氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (注8) 当社は、野々村智範及び姫野毅の両氏の再任が承認された場合、両氏との間で締結されている買収への対応方針に基づく特別委員会の委員の委任契約を継続する予定です。

以 上